

取引参加者負担金等に関する規則の特例の制定について

平成23年 5 月25日
株式会社名古屋証券取引所

1. 制定趣旨

現下の取引参加者の経営状況にかんがみ、一定の期間、取引参加者負担金の額を減額するため、「取引参加者負担金等に関する規則の特例」を制定します。

2. 制定概要

○ 取引参加者負担金の特例

- ・取引参加者の定額負担金の額（月額）について、平成23年4月から平成25年3月までの間、均等割額を月額5万円（10万円減額）とし、資本金割額を3%減額します。

（備 考）

- ・取引参加者負担金等に関する規則の特例第2条等

3. 施行日

平成23年5月25日から施行し、平成23年4月分の定額負担金の額（月額）から適用します。

以 上